

(第1条関係)寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
～ 略 ～		～ 略 ～	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
ア 行政職給料表(1)級別標準職務表		ア 行政職給料表(1)級別標準職務表	
職務 の 級	職務の分類基準	職務 の 級	職務の分類基準
8級	(1) (略) (2) <u>会計管理者の職務</u> (3)～(6) (略)	8級	(1) (略) (削る) (2)～(5) (略)
7級	(1) (略) (加える) (2)～(6) (略)	7級	(1) (略) (2) <u>会計管理者の職務</u> (3)～(7) (略)
(略)		(略)	
～ 略 ～		～ 略 ～	

(第2条関係)寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現 行			改 正 案		
～ 略 ～			～ 略 ～		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区 分	職	管理職手 当の額	区 分	職	管理職手 当の額
(略)			(略)		
3	(1) (略) (2) <u>会計管理者</u> (3)～(5) (略)	(略)	3	(1) (略) (削る) (2)～(4) (略)	(略)
4	(1) (略) (加える) (2)～(6) (略)	(略)	<u>4</u>	(1) (略) (2) <u>会計管理者</u> (3)～(7) (略)	(略)
(略)			(略)		

(改正附則)

現 行	改 正 案
-----	-------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行す
る。